

さ情審査答申第185号
令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年12月27日付けで貴職から受けた、「北建、建築審査課が保有する西区大字宝来52番地1における建築基準法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月26日付け建北建審第379号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、南側RC造にかかる建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく通知の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

不存在は違法。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書においておおむね以下のように説明している。

1 審査請求人より、「北建、建築審査課が保有するさいたま市西区大字宝来

5 2番地1における法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定」との行政情報開示請求を受けたことから、1棟については法第18条第2項に基づく通知を特定し、南側RC造については通知が無く、また通知された記録もないことから不存在として一部開示決定を行った。

- 2 審査請求人が開示を求める法に基づく通知は、建築主が建築しようとする場合において作成し、北部建設事務所建築審査課が通知の受付及び審査を行うものである。審査請求人が求める南側RC造については、法に基づく通知を受けていないので不存在とした。
- 3 この通知は、法第18条第2項の定めによるもので、通知に係る工事に着手する前に、その計画を担当課に通知するものであり、担当課は現に存する建築物又は工作物の状況に関する行政情報の作成をするものではない。また、法における通知を要するものは、法第2条第1号に定義される建築物のうち、法第18条第2項に規定する建築物を建築する場合（増築の場合で防火地域又は準防火地域以外の地域においては床面積が10平方メートル以内であれば不要。）である。
- 4 行政情報開示請求における南側RC造は屋根が無く、法第2条第1号で定める建築物に該当しない工作物となる。工作物の場合は、法第88条に定める政令で指定する場合に通知を要するが、南側RC造の工作物は指定に該当しない。上記の法に基づく通知を要しない建築物又は工作物の場合、通知を要しないことを証明する手続きは無く、また、通知に代わる行政手続きを要さない。
- 5 以上のことから、特定した文書の他に、審査請求人が主張している物件の法に基づく通知および行政情報は存在しない。
- 6 審査請求人は、不存在は違法であると主張しているが、実施機関は、計画通知及び計画通知の審査に関する行政情報を保有するものであり、通知を行わないものについての通知を保有していないので、違法ではない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月19日に開示請求を行った「北建、建築審査課が保有する、西区大字宝来52番地1における法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定」である。

当該地には市有の環境施設があり、当該施設はごみ焼却炉及び粗大ごみ処理設備並びに灰溶融炉設備等を備えている。本件開示請求があったのは、施設の敷地内にある2棟に関するものであり、実施機関は2棟のうちの1棟については、法第18条第2項の規定による計画通知書（以下「通知書」とい

う。) 1件を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除いて開示した。しかしながら、もう1棟のスラグストックヤードと呼ばれる、ごみ処理後の灰から生産した熔融スラグを保管するための工作物については通知書が存在しないとする決定を行った。

これに対して審査請求人は、スラグストックヤードについて通知書が存在するのは違法であるとの主張から、処分の取り消しと当該通知書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 計画の通知を要件とする建築上の手続きについて

法第18条第2項は通知が必要となる手続きについて規定しており、法第6条第1項の規定によって建築する建築物は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならないとされている。法第6条第1項の規定とは、いわゆる建築確認の申請が必要な建築物のことを指す。また、法第88条は、工作物について前述の規定を準用することとしている。

(2) 「建築物」の定義及び工作物への準用について

法第2条第1号にいう「建築物」とは、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。」とされる。また、法第88条の規定により、通知が必要とされる工作物のうち政令で指定するものとは、法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に列挙されているとおりである。

(3) 本件審査請求に係るスラグストックヤードについて

当審査会において、関係法令を参照し、また、航空写真により屋根の有無を確認したところ、建築物としての要件のひとつである屋根は無く、また、法の規定が準用される工作物にも該当しなかった。よって、当該スラグストックヤードは通知が不要であることが明らかであるため、実施機関が通知書を不存在とした本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月 27日	諮問の受理(諮問第448号)
②	令和元年 12月 19日	審議

③	令和2年 2月 20日	審議
---	-------------	----

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)